



平生町お知らせ版

令和8年（2026年）1月23日

目次

P1-P2	パブリック・コメント（意見募集）を実施します 平生町新型インフルエンザ等対策行動計画【改定版】（案）	健康保険課 保健班
P2	パブリック・コメント（意見募集）を実施します 第四次平生町健康づくり計画（案）	健康保険課 保健班
P3	パブリック・コメント（意見募集）を実施します 第二次平生町いのちを支える自殺対策推進計画（案）	健康保険課 保健班
P4	Jアラートの試験放送を行います	総務課 地域安全班
P4	家畜や家さん飼養者の定期報告について	産業課 農林水産班

パブリック・コメント（意見募集）を実施します

健康保険課 保健班

町では、新型コロナウイルス感染症の経験から明らかとなった課題等を踏まえ、町民の生命および健康を守り、生活への影響が最小限となるよう、感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的として「平生町新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定に取り組んでいます。このたび、住民の皆様からのご意見等を募集します。

◆意見等を募集する案件名

平生町新型インフルエンザ等対策行動計画【改定版】（案）

◆応募者の要件（いずれかに該当する人）

- (1) 平生町に在住している。
- (2) 平生町内に通勤または通学している。
- (3) 平生町内に事務所または事業所を有している。
- (4) 平生町に納税している。
- (5) (1) から (4) のほか、当該案件に利害関係がある。

◆意見等募集期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月25日（水）まで（必着）

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール（1号棟1階）、各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀〔各分館を含む〕）、平生図書館、町ホームページ

◆意見等提出方法

町ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へ提出してください。
※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

[次ページへ続く](#)

回
覧

◆意見等提出先

平生町役場健康保険課 保健班（保健センター）あて

〒742-1102 平生町大字平生村 178 番地

F A X : 0820-56-0200 E-mail : hoken@town.hirao.lg.jp

※いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。

◆問合せ先

町保健センター（TEL : 56-7141）

パブリック・コメント（意見募集）を実施します

健康保険課 保健班

町では、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を計画期間とする「第四次平生町健康づくり計画」の策定に取り組んでいます。本計画は、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、町民一人ひとりが年齢や生活習慣に合わせて自主的な健康づくりに取り組むことができるまちを実現するための指針を定めるものです。

このたび、住民の皆様からのご意見等を募集します。

◆意見等を募集する案件名

第四次平生町健康づくり計画（案）

◆応募者の要件（いずれかに該当する人）

- (1) 平生町に在住している。
- (2) 平生町内に通勤または通学している。
- (3) 平生町内に事務所または事業所を有している。
- (4) 平生町に納税している。
- (5) (1) から (4) のほか、当該案件に利害関係がある。

◆意見等募集期間

令和 8 年 1 月 26 日（月）から令和 8 年 2 月 25 日（水）まで（必着）

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール（1 号棟 1 階）、各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曽根、佐賀〔各分館を含む〕）、平生図書館、町ホームページ

◆意見等提出方法

町ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、F A X、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へ提出してください。

※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

◆意見等提出先

平生町役場健康保険課 保健班（保健センター）あて

〒742-1102 平生町大字平生村 178 番地

F A X : 0820-56-0200 E-mail : hoken@town.hirao.lg.jp

※いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。

◆問合せ先

町保健センター（TEL : 56-7141）

パブリック・コメント（意見募集）を実施します

健康保険課 保健班

町では、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第二次平生町いのち支える自殺対策推進計画」の策定に取り組んでいます。本計画は「誰も自殺に追い込まれることのない平生町」の実現を目指し「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進するための指針を定めるものです。このたび、住民の皆様からのご意見等を募集します。

◆意見等を募集する案件名

第二次平生町いのち支える自殺対策推進計画（案）

◆応募者の要件（いずれかに該当する人）

- (1) 平生町に在住している。
- (2) 平生町内に通勤または通学している。
- (3) 平生町内に事務所または事業所を有している。
- (4) 平生町に納税している。
- (5) (1) から (4) のほか、当該案件に利害関係がある。

◆意見等募集期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月25日（水）まで（必着）

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール（1号棟1階）、各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀〔各分館を含む〕）、平生図書館、町ホームページ

◆意見等提出方法

町ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へ提出してください。
※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

◆意見等提出先

平生町役場健康保険課 保健班（保健センター）あて

〒742-1102 平生町大字平生村178番地

FAX：0820-56-0200 E-mail：hoken@town.hirao.lg.jp

※いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。

◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

Jアラートの試験放送を行います

総務課 地域安全班

全国瞬時警報システム「Jアラート(J-ALERT)」を使用した防災行政無線による試験放送を行います。これは、地震・津波や武力攻撃などの対処に時間的余裕のない事態の発生時に備え、全国的に行われる情報伝達訓練です。

◆試験放送の概要

【実施日時】

2月6日（金）午前11時

【放送内容】

《《 上りチャイム 》》

↓

「これは、Jアラートのテストです」×3回

↓

《《 下りチャイム 》》

※町の防災メールに登録している方は、放送内容がメールで届きます。

※放送当日の気象状況等により、中止することがあります。

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

家畜や家さん飼養者の定期報告について

産業課 農林水産班

家畜伝染病予防法では、家畜や家さんの所有者はそれらの飼養について、毎年山口県知事に報告することが義務付けられています。

報告対象者は、次のとおり定期報告書を町役場産業課まで提出してください。

◆報告対象者

牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし、

鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも等の飼養者

◆報告事項の基準日

2月1日（日）（飼養頭羽数は左記の日付時点）

◆提出期限

2月27日（金）

※令和7年に提出された人は県から定期報告書が送付されていますが、新たに家畜や家さんを飼養された人は、町役場産業課に定期報告書を備え付けていますので、記入の上、提出してください。

また、定期報告書は町ホームページからのダウンロードもできます。

◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

東部家畜保健衛生所（TEL：22-2416）

次回発行日は令和8年2月27日（金）です
